

1 今回の税制改正の概要について

1. 自動車重量税・自動車取得税の時限的減免（平成21年度改正で導入予定）

厳しい経済状況の中、自動車の買換・購入需要を促進しつつ、低炭素社会の実現を図るため、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減を予定。（現在国会に提出されている税制改正法案に盛り込まれているもの）

自動車重量税・自動車取得税の特例

以下の場合に、自動車重量税及び自動車取得税を免除・軽減。

- 自動車重量税：下記の自動車について、平成21.4.1から平成24.4.30までの間に新規・継続検査等（この期間内に最初に受ける検査に限る。）を受ける場合
- 自動車取得税：下記の自動車について、平成21.4.1から平成24.3.31までの間に新車を取得する場合

免除 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車(*1)
ハイブリッド自動車(*2)、プラグインハイブリッド自動車、
クリーンディーゼル乗用車(*3)

75%軽減

☆☆☆☆車(*4)かつ燃費基準+25%達成車(*5)
ポスト新長期規制適合車(*6)かつ重量車燃費基準達成車(*7)

50%軽減

☆☆☆☆車(*4)かつ燃費基準+15%達成車(*8)
重量車☆☆車(*9)かつ重量車燃費基準達成車(*7)

2. 平成21年度改正で改正予定のその他の特例措置（波下線が改正部分）

（現在国会に提出されている税制改正法案に盛り込まれているもの）

自動車取得税の特例

(1) 低公害車に係る特例

平成24.3.31までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減。

税率から2.7%を軽減

電気自動車（燃料電池自動車を含む）、
天然ガス自動車(*1)、ハイブリッドバス・トラック(*2)

税率から2.4%を軽減 プラグインハイブリッド自動車

税率から1.6%を軽減 ハイブリッド乗用車等(*2)

(2) 低燃費車に係る特例

平成22.3.31までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減。

課税標準を取得価額から30万円控除

☆☆☆☆車(*4)かつ燃費基準+25%達成車(*5)

課税標準を取得価額から15万円控除

☆☆☆☆車(*4)かつ燃費基準+15%達成車(*8)

(3) 最新排出ガス規制適合ディーゼル車等に係る特例

平成22.3.31までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減。

税率から2.0%を軽減

ポスト新長期規制適合車(*6)かつ重量車燃費基準達成車(*7)

(但し、車両総重量12t超のものについては、平成21.10.1以降は1.0%を軽減)

税率から1.0%を軽減

クリーンディーゼル乗用車(*3) (但し、平成21.10.1以降は0.5%を軽減)

(*1) 天然ガス自動車

車両総重量3.5t以下は☆☆☆☆車(*4)、車両総重量3.5t超は重量車☆車(*9)。

(*2) ハイブリッド自動車、ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車等

車両総重量3.5t以下は☆☆☆☆車(*4)かつ燃費基準+25%達成車(*5)、

車両総重量3.5t超は重量車☆車(*9)かつ重量車燃費基準達成車(*7)。

(*3) クリーンディーゼル乗用車

平成21年排出ガス規制に適合した車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車。

(*4) ☆☆☆☆車

平成17年排出ガス基準より窒素酸化物等の有害物質を75%以上低減させた自動車。

(*5) 燃費基準+25%達成車

平成22年度(ディーゼル車は平成17年度)燃費基準より25%以上燃費性能の良い自動車。

(*6) ポスト新長期規制適合車

平成21年排出ガス規制に適合した自動車。

(*7) 重量車燃費基準達成車

平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5t超の重量車。

(*8) 燃費基準+15%達成車

平成22年度(ディーゼル車は平成17年度)燃費基準より15%以上燃費性能の良い自動車。

(*9) 重量車☆車

平成17年排出ガス基準より窒素酸化物又は粒子状物質を10%以上低減させた車両総重量3.5t超の重量車。

2 新規・継続検査等とは具体的に何を指すのか。

自動車重量税法第2条第1項第2号に規定する「自動車検査証の交付等」を指し、具体的には、①新規検査の場合の自動車検査証の交付、②継続検査・臨時検査・構造等変更検査の場合の自動車検査証の返付、③予備検査の場合の自動車検査証の交付を指す。

<参考>

■自動車重量税法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 検査自動車 道路運送車両法第六十条第一項（新規検査の場合の自動車検査証の交付）、第六十二条第二項（同法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）（継続検査、臨時検査及び構造等変更検査の場合の自動車検査証の返付）又は第七十一条第四項（予備検査の場合の自動車検査証の交付）の規定による自動車検査証の交付又は返付（以下「自動車検査証の交付等」という。）を受ける自動車をいう。

■租税特別措置法（抜粋）

（用語の意義）

第九十条の十 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」、「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」又は「乗用自動車」、「車両重量」若しくは「車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二条第一項又は第七条第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等、届出軽自動車若しくは車両番号の指定又は乗用自動車、車両重量若しくは車両総重量をいう。

（自動車重量税の免除等） ※現在国会に提出されている税制改正法案に盛り込まれているもの
第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

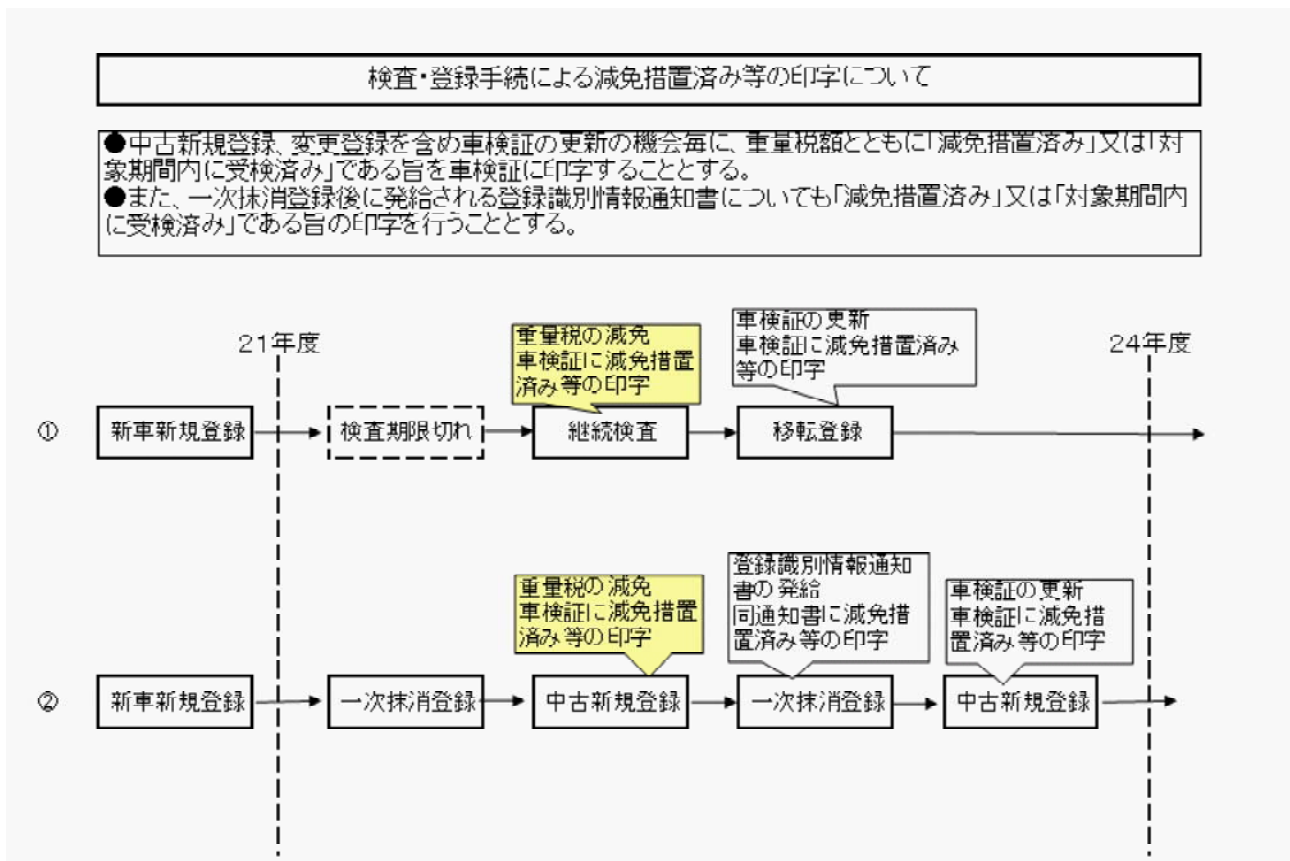
3 今回の減免措置を受けた車両を対象期間内に一時抹消・再登録をする場合に、再度減免措置を受けられるのか。また、貨物車は対象期間内に新規検査と初めての継続検査を受けるがそれぞれに減免を受けられるのか。

1 租税特別措置法第90条の12の改正案では、「次に掲げる検査自動車（中略）について平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであって、当該自動車について平成21年4月1日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける場合には、・・免除する。」と規定されている。

2 このため、自動車重量税に係る今回の減免措置は「当該自動車について最初に受けるものに限る」ので、自動車重量税について対象期間内に一度減免を受けた車両については、再度の減免は受けられない。

3 したがって、自動車重量税について一度減免を受けた車両については、自動車の流通過程においてその旨を明示することが円滑な取引に資することから、車検証に減免済みである旨を印字することとする。

また、同様の観点から、減免措置の対象とならない車両についても、対象期間内に受検済みである旨を印字することとする。



4 重量税印紙はどうか。必要な券種の印紙は確実に供給されるのか。また、現在の印紙と小額印紙を組み合わせ、大型車等に利用する場合、組合せに利用する小額印紙の種類は。

1 財務省では、今回の税制改正に対応した券種の供給を用意している。

ただし、供給する印紙の券種は現行の20種類を考えており、新たな額の券種の供給は、現状では予定していないと聞いている。

2 なお、租税特別措置法第90条の12の改正案では、今回の特例により計算した重量税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとされているので、重量税額に100円未満の端数はない。

(租税特別措置法第90条の12第4項 国税通則法第119条第1項の規定は、前2項の規定により計算した金額に100円未満の端数があるときについて準用する。)

<参考>

● 現在、印刷が可能な印紙の種類 (単位: 円)

100	200	500	1,000	2,500
2,800	3,000	4,400	5,000	6,300
7,000	7,500	8,800	10,000	13,200
20,000	25,200	31,500	37,800	56,700

5 自動車重量税納付書について、様式の変更はあるのか。

今回の減免措置に伴う納付書様式の変更は予定していない。したがって、納付書の納付税額欄には、軽減後の税額を記載していただくこととなる。

6 指定整備工場における保安基準適合証で有効期間の更新を行う場合、減税の適用は「保適証を交付した日」で判定するのか。

1 今回の租税特別措置法の一部改正の条文中(第90条の12)において、「平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、・・・免除する。」との改正(案)となっている。

2 したがって、保安基準適合証により自動車検査証の有効期間の更新を行い、自動車検査証の返付を受ける時が減税の適用となる。